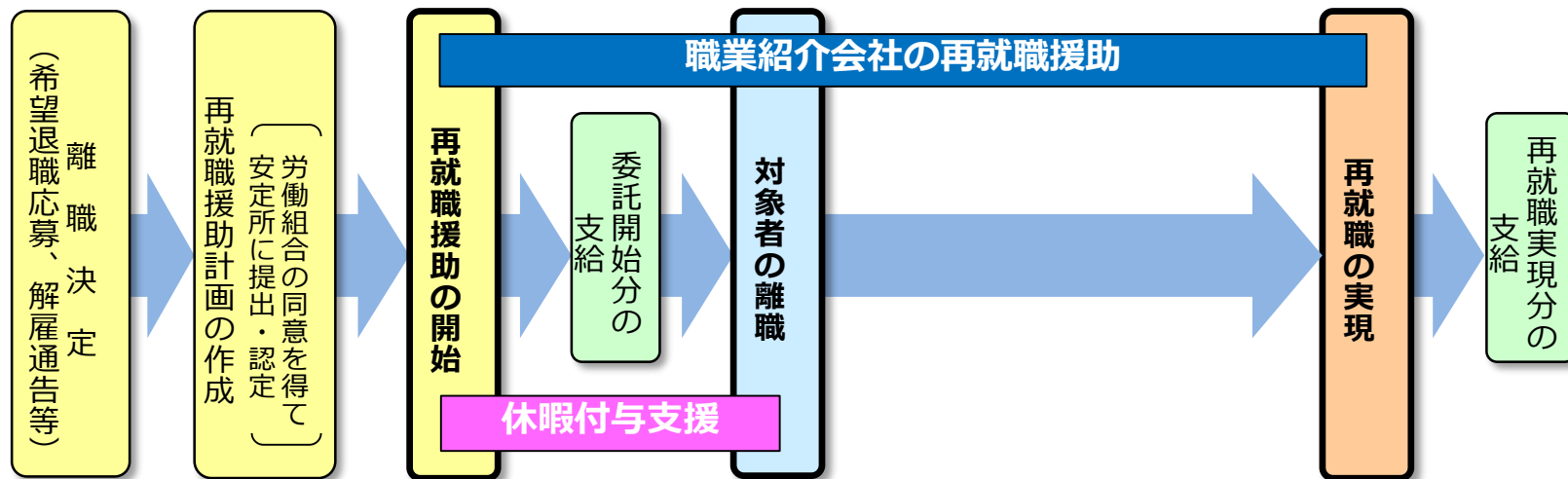
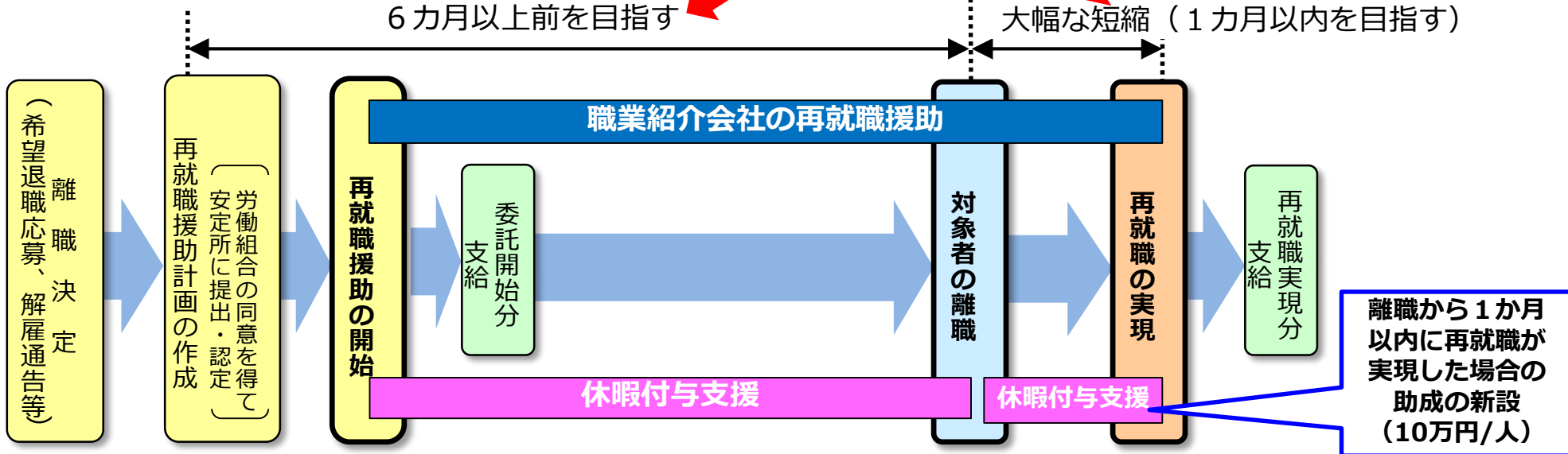


事業の縮小等を行う事業主による再就職援助の現状と目指すイメージ

現状（見直し前）



目指すイメージ



③雇用保険の失業等給付において、解雇された者と同様の取扱いがなされるようにすることを含めた支援について検討

- 再就職援助計画の対象者については、雇用保険の失業等給付において、解雇された者と同様に、給付日数を手厚くしている。

○一般の離職者の給付日数

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢		90日	90日	120日	150日

○倒産・解雇等による離職者の給付日数

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満		90日	120日	180日	
30歳以上 35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

これまでの実施内容 (28.3.31時点)

事務連絡を発出

- 平成28年3月25日に各都道府県労働局に対し事務連絡を発出し、事業主や労働者に対して再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該当する旨を周知するよう指示。

さらなる対応 (対応済)

労働局、HWにおける周知

- 各都道府県労働局、ハローワークにおいて、再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該当する旨を引き続き周知。

ホームページ及びリーフレットによる周知

- ハローワークインターネットサービス、事業主及び被保険者・離職者向けのリーフレットにおいて、再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該当することを明記。

ハローワークインターネットサービスへの掲載のイメージ

HelloWork Internet Service
ハローワークインターネットサービス

ログイン | [サイトマップ](#) | [お問い合わせ先](#)

仕事を
お探しの方 | 事業主の方 | ハローワーク
ニュース | 申請等
をご利用の方へ | 雇用保険関係 | よくあるご質問

[トップ\(仕事をお探しの方\)](#) > [雇用保険手続きのご案内](#) > [基本手当について](#) > 特定受給資格者及び特定理由
離職者の範囲の概要

特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲の概要

特定受給資格者と特定理由離職者の範囲の概要について掲載しております。

特定受給資格者の範囲

- 「倒産」等により離職した者
 - 倒産(破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て又は手形取引の停止等)に伴い離職した者
 - 事業所において大量雇用変動の場合(1か月に30人以上の離職を予定)の届出がされたため離職した者(※)及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者

※ 事業所において、30人以上の離職者が生じることが予定されている場合は、再就職援助計画の作成義務があり、再就職援助計画の申請をした場合も、当該基準に該当します。

また、事業所で30人以上の離職者がいなくなったため、再就職援助計画の作成義務がない場合でも、事業所が事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる者に関し、再就職援助計画を作成・提出し、公共職業安定所長の認定を受けた場合、大量雇用変動の届出がされたこととなるため、当該基準に該当します。

- 事業所の廃止(事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。)に伴い離職した者
- 事業所の移転により、通勤することが困難となったため離職した者

- 「解雇」等により離職した者
 - 解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。)により離職した者

雇用保険メニュー

- ≫ [雇用保険手続きのご案内](#)
- ≫ [基本手当について](#)
- ≫ [雇用継続給付](#)
- ≫ [就職促進給付](#)
- ≫ [教育訓練給付](#)
- ≫ [不正受給の典型例](#)
- ≫ [雇用保険の具体的な手続き](#)
- ≫ [雇用保険・助成金のご案内](#)
- ≫ [雇用保険制度の概要](#)
- ≫ [失業された方へのご案内](#)
- ≫ [申請等をご利用の方へ](#)

雇用保険書類記入例

- ≫ [雇用保険被保険者離職票-1](#)
[PDF:243KB]
- ≫ [雇用保険被保険者離職票-2](#)
[PDF:3437KB]
- ≫ [雇用保険受給資格者証](#)
[PDF:168KB]
- ≫ [失業認定申告書](#)
[PDF:139KB]

ハローワークインターネットサービスにおいて、再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該当することを明記。